

関東甲信越建築士会ブロック会優良建築物表彰規程

(令和 6 年度改正)

第1条 趣旨

関東甲信越建築士会ブロック会（以下「ブロック会」という。）は、各建築士会（以下「各士会」という。）会員の資質の向上に寄与するため、この規程に基づき、各士会の推薦した作品に対し、表彰状ならびに記念品を贈呈し、入選作品集を発行する。

第2条 募集概要

- (1) 表彰を受けることができる者は、各士会に所属する会員とする。
- (2) 原則として、竣工後 2 年以内ものとし、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けている建築物（新築のほか増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替を含む）、及び 用途変更に係る工事完了届が提出されている建築物を対象とする。

第3条 部門

- (1) 「住宅部門」 戸建て住宅、共同住宅、住宅団地
- (2) 「一般建築物部門」 住宅以外のもの

第4条 審査方法、提出書類

各士会の審査及び表彰の基準は各士会毎に定めて良いが、次の事項は各士会共通のものとし、各部門から優良作品各 1 点を推薦理由を付しブロック会に推薦する。

- (1) 優良建築物推薦書（WORD 書式、又は PDF）
- (2) 建築概要書（構造、階数、用途、延べ面積、竣工年月日等）
- (3) 平面図、配置図（率面図）、及び写真（jpg 又は tiff 等画像データにて）
- (4) 作品集作成用に、受賞者の顔写真、及び 200 文字程度の経歴等

第5条 ブロック会理事会は、各士会の推薦作品を承認する。

2、各士会は、前項の承認後に当該推薦作品を表彰する。

附 則 (1) この規程は、昭和 44 年 8 月 8 日から施行する。

附 則 (2) この（改正）規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (3) この（改正）規程は、平成 18 年 2 月 11 日から施行する。

附 則 (4) この（改正）規程は、令和 6 年 10 月 3 日から施行する。